

災害時の協力に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社 新潟県央電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、大規模地震及び風雪水害等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、市民等の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプター、ドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び風雪水害等による大規模な災害により停電等が発生し、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集、伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署及び避難場所その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の復旧を実施するに当たり、甲及び乙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により共有するものとする。

3 電力設備の復旧に当たり、前項の規定により共有された重要施設への電源車等の復旧設備の使用については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、雪崩、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合、甲は当該道路の迅速な復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 大規模地震及び風雪水害等による大規模な災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、乙は甲に対し別表に掲げる施設及びその敷地の優先使用を要請し、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月27日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 滝 沢 亮

乙 三条市旭町一丁目11番2号
東北電力ネットワーク株式会社
新潟県央電力センター所長 寒河江 勝 俊

別表（第6条関係）

災害時における電力復旧のための拠点場所	
名 称	所 在 地
三条市体育文化会館駐車場	三条市荒町2丁目1-3
三条市水防学習館駐車場	三条市上須頃167-1
三条市総合運動公園駐車場	三条市月岡4丁目36-1
三条市役所下田庁舎駐車場	三条市荻堀830-1
三条市役所栄庁舎駐車場	三条市新堀1311
大崎学園駐車場	三条市東大崎1丁目14-74
しらさぎ森林公園駐車場	三条市矢田727
保内公園駐車場	三条市下保内3714
道の駅庭園の郷保内駐車場	三条市下保内4035
その他甲が指定する場所	